

訪問看護利用料（介護保険）

利用者様からいただく利用者負担金は、要介護度に関係なく法定利用料金の範囲内で定める料金です。料金は下表のとおりです。

サービス利用料は、1月の総単位数に10.21円を乗じた金額が利用料金となり《利用料金＝〔(所定単位数×1月の利用回数)＋(1月の加算単位)]×10.21円》その1割又は2割（介護保険負担割合証に基づく）がご利用負担となります。

- ・介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者負担となります。

(1単位 10.21円)

所要時間	単位数	サービス内容	
30分未満 (上段：要介護、下段：要支援)	467単位/回 448単位/回	病状の管理、褥瘡・疔-処置、 清拭・清潔の保持、 日常生活の世話、療養生活などの指導	
30分以上60分未満 (上段：要介護、下段：要支援)	816単位/回 787単位/回		
60分以上90分未満 (上段：要介護、下段：要支援)	1,118単位/回 1,080単位/回		
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う場合 (上段：要介護、下段：要支援)	296単位/回 286単位/回 (20分当り)	日常生活上で必要な機能訓練・ 動作等の指導及び必要な援助	
加算	初回加算	300単位 (月1回)	新規に訪問看護計画書を作成し、初めて訪問看護を提供した月、要支援から要介護に変更した月(その逆も)過去二月訪問看護を受けていない場合の訪問看護を受けた月にそれぞれ算定
	退院時共同指導加算	600単位/回	病院・診療所・老人保健施設等の入院・入所中の方に対して主治医等と連携し在宅生活に向けて退院時共同指導を行った後初回の訪問看護を行った日に1回算定(特別な管理を必要とする方は2回可)(ただし初回加算を算定する場合は算定しません)
	看護体制強化加算Ⅱ	300単位/月	前6月で緊急時訪問看護加算算定50%以上、特別管理加算算定30%以上、前12月でターミナルケア加算算定1名以上
	複数名訪問看護加算Ⅰ 所要時間30分未満 所要時間30分以上	254単位/回 402単位/回	同時に2人の看護師が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合に算定
	複数名訪問看護加算Ⅱ 所要時間30分未満 所要時間30分以上	201 単位/回 317 単位/回	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合に算定
	ターミナルケア加算	2,000単位(死亡月)	死亡日及び死亡日前14日以内に2日訪問看護を以上ターミナルケアを行った場合算定。「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ対応すること
	緊急時訪問看護加算 (24時間対応)	574単位 (月1回)	利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う
	夜間又は早朝加算	所定単位数の 25/100加算	夜間訪問：午後6時～午後10時 早朝訪問：午前6時～午前8時
	深夜加算	所定単位数の 50/100加算	深夜訪問：午後10時～午前6時

特別管理加算Ⅰ	500単位 (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し訪問看護実施に関する計画的な管理を行う
特別管理加算Ⅱ	250単位 (月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し訪問看護実施に関する計画的な管理を行う
サービス提供体制強化加算	6単位/回	研修等を実施し勤続年数が3年以上の看護師等が30%以上いる

通常の間帯以外の間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。

早朝：(AM6時～AM8時) 25% 夜間：(PM6時～PM10時) 25%

主治医の指示及び利用者の病状により、介護支援専門員の計画に基づいてサービス内容に変更が生じる場合もあります。

交通費

通常の間帯提供地域外の地域についてのみ、所定の交通費が必要になります。